

第 8 期協議会及び部会における協議内容等について

【協議会】

1 協議会会期

令和 6 年 4 月 2 4 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

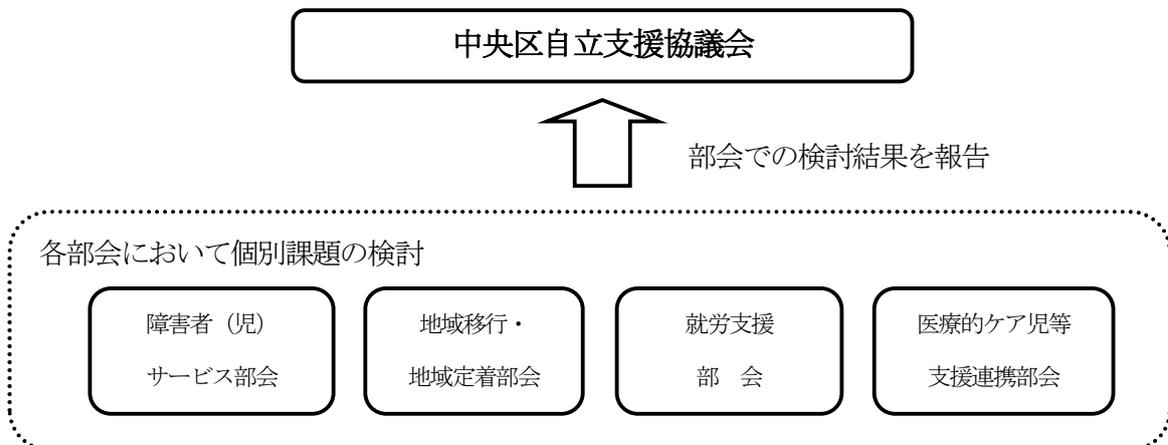
2 協議会委員の構成

- (1) 学識経験を有する者 2 人
- (2) 医療関係団体 3 人
- (3) 福祉関係団体 3 人
- (4) 民生委員 3 人
- (5) 障害者福祉関係機関 4 人
- (6) 区職員 3 人

3 主な協議内容

- (1) 関係機関等の相互の連絡・連携に関する事。
- (2) 地域における障害者等の相談・支援に関する課題の情報共有と対応に関する事。
- (3) 地域の実情に応じた支援体制の整備及び社会資源の充実・開発に関する事。
- (4) 中央区障害者計画等に関する事。
- (5) その他

4 協議会の体系図



【部会】

1 部会会期

令和6年6月上旬から令和9年3月31日まで

※会期の始期は、部会によって異なります。

2 常設部会の名称及び協議内容

中央区自立支援協議会の設置に関する要綱第7条第1項第1号から第3号において定めている3つの常設部会を設置します。

(1) 障害者（児）サービス部会

障害のある方の地域生活を支援するためのサービス及び支援体制について

(2) 地域移行・地域定着部会

障害のある方の地域移行・地域定着と体制づくり、
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム及び地域生活支援拠点について

(3) 就労支援部会

障害のある方の就労支援充実について

3 特別部会の設置について

中央区自立支援協議会の設置に関する要綱第7条第1項第4号の規定に基づき、引き続き特別部会を設置します。

(1) 部会の名称及び協議内容

医療的ケア児等支援連携部会

医療的ケア児に関する情報共有及び支援体制について

(2) 設置目的

国の障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針では、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置が定められています。本区では、第6期自立支援協議会において、協議の場を「医療的ケア児等支援連携部会」として設置しました。

第8期においても、引き続き当部会を設置し、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、関係機関の共通理解に基づき連携する支援体制づくりについて協議します。